時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千五百十四號
明治廿二年十二月廿五日水曜日
舊暦己丑十二月四日(乙亥)
日出午前六時五十分　日入午後四時三十二分
月出午前九時二十分　月入午後七時三十六分
滿潮午前六時五十七分　午後七時二十三分
(西暦一千八百八十九年)

時事新報

窮民の活路

俚俗の諺に箸の行衛と女郎の果と申すとあり人間世界に消費せらるゝ箸の數は日々幾百千萬にして之を積めば累々山を成すべしと雖も一旦使用し了りたる後は何時如何なる所に至りて如何樣に變化するものなるや女郎とても亦新陳交代續々輩出して年々歳々數限りもなき廢物を生するとあるに其身の果は何れの邊に歸着すべきや漠然として算し來れば殆んど想像にも持餘して唯成行の曖昧なるものと認むるの外なければ溷みそ睫に現はれ出でゝ末路不分明の標章をなすとならん世に箸をなす者は唯ドーカコーカなるべしとして僅に滿足する所なり西洋にても亦みれと同じく鳥獸の屍、古きビン(餅)あどゝ申せば自ら成行不密の意味を代表して何れドーカコーカ歸着せしむらんと臆定して止むに過ぎざるのみ世上此類のもの極めて少なからずと雖も線の遠きものは深く心に介するを須ひず我輩も其曖昧なるに一任して敢て顧慮する所なかりしに爰に打驚て驚きは我國窮民の身の上なり文明進歩の大勢は之を留めて駐む可らず鈍を利となし遲きを早くして其活潑なるみと風雷の如く向ふ所披靡せざるはなき中にも分けて日本には恰も破竹の勢を以て進入せしみとなれば之が爲めに物下げられて大小の手業を負ふ者少なからず嘗しは一人の客を駕籠に乘せて二人の輩助が十里の道を旅せしに人力車の發明により一人にして二十里を走り、和船に乘じて海路國府内より外洋ゑ乘出し遠州洋を越えて江戸に來らんとすれば早くも一箇月餘を費せしに汽船の進力は二晝夜を俟たず、一日十里歩とは昔常旅行の定めなりしに鐵道開通以來一日百里餘の激變あり其十里が百里となり一箇月が二晝夜となるものは取も直さず十倍十五倍の勢力を増ぎたるものにして實は精密に算用するときは一列車にして數百の客を運るのみならず沿道の旅宿諸商人の業を奪ひたるも亦夥しきものなるべし斯くて文明の饑甲に打負けて復た其用なきに至りたる者共が當時如何にして其身を立てつゝあるや古き箸の如くビンの如くドーカコーカして世に處するとならんなれども同じく是れ日本の臣民なりとすれば其末路を曖昧に付して以て安心を得たりと云ふ可らず思ふに田園に耕作する所の收穫によりて草葉の露命を繋ぐ者を多しとせんか日本內地の豊膄は既にく〳〵枯渇して最早農事を施すに足らざること明白なれば此地に久戀して躊躇たるは座して空しく飢餓を待つものと云はざるを得ず我國の臣民は不幸にして文明の衝に當り今や正に一死を覺悟せざる可らざるの時に際せり俯むべし努力者の成行は次第に其慘酷の度を開く可きのみ我輩が世の經世家と共に街に要ふる所なれども假に一歩を讓り此種の窮民はドーカコーカなるとするも愛に曖昧に看過す可らざるものは人口の増加なり國民の生殖は更に其勢を減することなく年々大數四十萬を加へ三千數百萬は改めて四千萬に垂んとするの有樣を呈せり世間或は此人口の増加を目して赤兒の増加すると速了するもある可けれども是れは大なる間違にして皆是れ倔强の壯丁と見做さゞる可らず一方には倔强の壯丁が身體相應の飯を喰はんと欲し一方には文明の利器に驅逐せられて走路を農事に求めんと欲し交々日本の內地に立ちて生計をなさんとするに恰も揉合ひ押合ひて何れも途方に暮るゝとなるべし之を喩へば一坪の泉水に金魚を放ちて其増殖するに任せ移して飼養するの策を講ぜざるものゝ如し其いよ〳〵増殖するに當りては優勝劣敗の勢に制せられて脆弱なる者は遂に浸て盡きざるを得ず蓋し金魚は一の游魚にして翼の飛ぶべきなく足の歩むべきなし泉水に處して其所を得ざれば浸て盡くるの外なけれども苟も人間にして手足の運動に妨げなき者が何を苦んで金魚を學び其浸て盡くる時を俟たんとするや若しも日本內地の外に出て沃土を得んと欲するの決心だにあらば必ずしも遠く出づるを要せず我國の版圖内ゑ猶は北海道のあるあり、北海道の面積は之を內地に比するに小は則ち小なりと雖も開闢以來鋤犂を施さゝるの未開地にして山野到る處豊沃ならざるはなし假に內地の農民をして悉く北海道ゑ移住せしむるも其收穫は蓋し自ら餘ふて餘りあるを得べし而して現今同道の住民は其數僅に三十餘萬に過ぎずと云ふ正に邦人農を用ふるの地にして假令へ其間に多少の故障あるゑもせよ一たび內地の窮屈を顧みて生計の工風を案するときは取捨安就の利害得失明々白々として些の思慮を要せざるべし故ゑ我輩は今後隨同道の景況を報道するを勉め移住の決心は唯各自の分別に一任して止まんと欲するなり先んずる者は利あり內地の窮民たる者何ぞ早く活路を北海道に求めざる

官報

○性質は性質　昨日の本欄文官高等試驗と題したる項の第二段第十三行中性質とあるは性質の誤りありと昨日の官報ゑ是正したり

朕傷痍疾病恩給ヲ受ケ文官ニ任シタル者恩給支給ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年十二月廿三日

内閣總理大臣公爵三條實美
大藏大臣伯爵松方正義
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第百三十三號

明治九年(十月)太政官第九十九號達陸軍恩給令ニ依リ傷痍恩給ヲ受ケタル後文官ニ任セラレタル者其文官奉職ノ年數ニ依リ恩給ヲ増加スル場合ニ於テハ明治十六年(九月)太政官第三十七號達陸軍恩給令ニ依リ前ニ受ケタル恩給金額ヲ更正スヘシ

前項恩給ノ増加ハ武官現役年數ト文官奉職年數トヲ通算シ二十五年以上ニ至ル者ニ限ル

前項ニ依リ文官恩給ヲ受ケタル者ノ遺族ニシテ明治十六年(九月)太政官第三十七號達陸軍恩給令第二十四條第二十六條第二十九條ニ該ル者ハ武官扶助令ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得

朕海軍懲罰令ノ改正ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年十二月廿三日

内閣總理大臣公爵三條實美
海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第百三十四號

海軍懲罰令

第一條　本令ハ軍人ノ故意破廉恥怠慢過失等ノ所爲ニシテ刑法ニ該ラサル者及ヒ素行修マラス軍人ノ體面ヲ汚ス者ヲ懲戒スルノ罰典トス但他ノ法律規則ニ依テ論ス可キ者ハ各其法律規則ニ從フ

第二條　司令官ト稱スルハ鎭守府司令長官要港司令官艦隊司令長官艦隊司令官ヲ謂フ

第三條　艦團隊長ト稱スルハ海軍全般ノ艦船團隊ノ長ヲ謂フ

第四條　各廳長ト稱スルハ海軍大臣ニ直隷スル各廳ノ長司令官ニ直屬スル參謀部長及ヒ其他ノ長ヲ謂フ

第五條　所轄長ト稱スルハ各廳長ニ隷スル校部所及ヒ監獄等ノ長ヲ謂フ

第六條　司令官艦團隊長及ヒ各廳長ハ部下軍人ノ本令ヲ犯シタル者ヲ處分ス

第七條　艦團隊副長及ヒ所轄長ハ部下ノ准士官十日以內ノ謹愼下士二十日以內ノ禁足卒三十日以內ノ禁足ニ該ル者ヲ處分ス分隊長及ヒ分隊長ニ同レキ職權ヲ有スル者ハ部下ノ下士十日以內ノ禁足卒二十日以內ノ禁足ニ該ル者ヲ處分ス

第八條　懲罰權ノ全部ヲ有セサル各官部下軍人ノ犯行職限外ノ日數ニ該ルト認ムルトキハ意見ヲ附シテ上官ニ具申シ其處分ヲ請フ可シ

第九條　軍屬本令ヲ犯シタルトキハ軍人ト同レク處分ス海軍所屬ノ生徒乘艦中本令ヲ犯シタルトキ亦同シ但奏任官ハ將校ト同シク處分シ判任官一等ハ准士官ト同シク處分シ判任官二等以下及ヒ生徒ハ下士ト同レク處分シ其他ハ卒ト同シク處分ス

第十條　罰目左ノ如シ

一　謹愼
二　禁足

謹愼ハ准士官以上ニ科スル罰トシ禁足ハ下士以下ニ科スル罰トス

第十一條　謹愼ハ居宅又ハ艦團隊校內ニ於テス

居宅ニ於テスル者ハ他出及ヒ外人ト接見通信スルヲ禁ス但疾病アレハ醫ヲ延クコトヲ得

艦團隊校內ニ於テスル者ハ外出及ヒ他人ト會見通信スルヲ禁ス

謹愼ハ一日以上三十日以下トス

第十二條　禁足ハ勤務及ヒ演習ノ外艦團隊校若クハ居宅ヲ出ツルコトヲ禁ス禁足ハ一日以上三十日以下トス

第十三條　軍中會國ノ地若クハ艦團隊校內ニ在テハ謹愼ニ處セラレタル者ヲシテ勤務ニ服セシムルコトヲ得其勤務日數ハ謹愼日數ニ算入ス

第十一條ノ規則ハ前項ノ場合ニ於テ亦之ヲ適用ス但其勤務ニ關レテハ此限ニ在ラス

第十四條　犯行二個以上俱ニ發スルトキハ各其罰ヲ科ス但一所爲二個以上ノ犯行ニ觸ルヽトキハ其一ヲ科ス

第十五條　本令ニ依リ處分シタル軍屬ノ犯行ハ官吏服務規律ニ觸ルヽモ懲戒處分ヲ爲スコトナシ

第十六條　甲所ニ於テ本令ヲ犯シ未タ處分ヲ受スレテ乙所ニ轉シタル者ハ乙所ニ於テ之ヲ處分ス

第十七條　本令ヲ犯シタル者未タ處分ヲ受スレテ現役ヲ離レ若クハ非職ト爲リ若クハ海軍ノ名籍ヲ除カレタルトキハ其罰ヲ科セス

第十八條　犯行ノ科目左ノ如シ

一　擅ニ艦船團隊校ヲ離レ若クハ職役ヲ離レ又ハ勤務ヲ缺キ若クハ之ヲ懈リタル者
二　職務ノ權限ヲ侵レ若クハ之ヲ誤リタル者
三　成規ニ違ヒタル處置ヲ爲シ若クハ命令ヲ怠リ若クハ之ヲ誤リ若クハ之ヲ誤リ傳ヘタル者
四　祕密ノ事件ヲ漏洩シタル者
五　上申下達其他定期アル事件ヲ遲延シタル者
六　服順ノ道ヲ失ヒタル者
七　演習集合ノ期ニ後レ若クハ之ニ會セサル者
八　徵召ノ命ヲ受ケ故ナク到着ノ期限ニ後レタル者
九　允許ヲ得テ他方ニ赴キ故ナク歸着ノ期限ニ後レタル者
十　言語所爲詐僞ニ渉ル者
十一　暴行脅迫シタル者
十二　濫ニ銃砲ヲ發シ又ハ劍ヲ拔キタル者
十三　罵詈侮慢若クハ闘爭シタル者
十四　犯罪アルコトヲ知テ之ヲ隱匿シタル者
十五　人ヲ誣罔ニ陷ル爲メ申告ヲ爲シタル者
十六　破廉恥怠慢過失ニ因テ官ノ文書若クハ器具物品ヲ毀損亡失若クハ汚シタル者
十七　圖書計算ヲ誤リタル者
十八　各自擔當ノ鎖鑰ヲ怠リタル者
十九　兵器彈藥器械器具被服其他物品ノ貯藏運搬若クハ支給ノ法ニ違ヒ若クハ之ヲ誤リタル者
二十　故ラニ糧食分配ノ不平均ヲ致シタル者
二十一　官物ヲ濫用若クハ浪費シタル者
二十二　兵器其他物品ノ配置保存法ニ違ヒタル者
二十三　允許ヲ得スシテ官給其他渡付ノ物品ヲ貸借シタル者
二十四　受寄ノ財物若クハ借用物ヲ賣却シタル者
二十五　下士卒定數ノ被服ヲ所持セサル者
二十六　守兵ニ對シ濫ニ談話ヲ爲シ又ハ之ニ觸レタル者
二十七　酩酊シテ事ヲ辨セサル者
二十八　軍人其態度ヲ失シタル者
二十九　禮式ニ違ヒタル者
三十　服裝式ニ違ヒ又ハ制規外若クハ命令外ノ服ヲ著レタル者
三十一　法規命令ヲ誤解シ若クハ之ニ違ヒタル者
三十二　素行修マラサル者
三十三　職務懈怠過失ニ因リ艦船若クハ其他ノ物件ヲ毀損シ或ハ艦船ヲ擱岸坐礁其他危險ニ付レタル者
三十四　艦船ノ乘員不熟ニ因リ其艦船ヲ擱岸坐礁其他危險ニ付レ若クハ之ヲ毀損シタル者
三十五　允許ヲ得サル物品ヲ艦船ニ積載セタル者
三十六　船具其他觸ル可ラサル場所ニ觸リタル者
三十七　艦船團隊校內ニ於テ監視役故ナク要所ヲ離レタル者
三十八　艦船團隊校內ニ於テ濫ニ他人ノ室ニ入リタル者